仕　様　書

１　業務名

　　業務用モバイルWi-Fiルーター用インターネット回線提供業務

２　業務履行期間

　　契約締結日　～　令和７年12月31日

３　インターネット回線の提供期間及び提供回線数

1. 提供期間

　令和７年１月１日 ～ 令和７年12月31日

1. 提供回線数

　400回線

４　SIMカード納入期限及び納入場所

1. 納入期限

　令和６年12月27日

1. 納入場所

　札幌市内の指定場所（１箇所）

　具体的な納入場所については、契約締結後、納入前までに別途指示する。

５　業務概要

本市が所有する400台の「（SIMフリー）業務用モバイルWi-Fiルーター」（以下、「ルーター」という。）にてインターネット通信（LTEデータ通信）（以下、「データ通信」という。）を行うため、本業務の受託者（以下、「受託者」という。）は、４(1)に示す納入期限までに、データ通信に必要なSIMカードを４(2)に示す納入場所に納入し、３(1)に示す期間のデータ通信を提供するもの。

６　本市が所有するルーター

　本市が所有するルーターについては、以下のとおり。

1. 製造元：富士ソフト株式会社
2. 商品名：+F FS030W
3. 型番：FS030WMB1

７　データ通信の提供に係る業務要件

1. 納入するSIMカードについては、６「本市が所有するルーター」に示すルーターのSIMカードスロットに挿入可能なサイズ（Micro SIM）とすること。また、SIMカードへの識別番号の印字等により、SIMカード毎の識別を可能とし、付与した識別番号の一覧を担当課に提出すること。
2. ４G通信（データ通信）で接続可能なこと。
3. 提供する各回線について、各月の利用状態（利用開始前・利用休止、利用中の２状態）を回線毎に区別すること。ただし、単価が同一の利用状態については、区別する必要はないものとする。
　なお、利用状態については以下のとおりとする。
ア　利用開始前・利用休止
　　月内に５MB以上のデータ通信実績がない状態。

イ　利用中
月内に５MB以上のデータ通信実績がある状態。

1. 提供する各回線について、図１「回線利用状態の遷移」を踏まえ、各月のデータ通信実績等を基準とし、回線毎の利用状態を自動で切り替えること。

図１　回線利用状態の遷移

1. 提供する各回線について、各月20GB以上のデータ通信が可能であり、20GBを超過した場合でも、速度制限（128kbps以上）を行った状態でデータ通信が可能なこと。
　なお、受託者の都合により20GBを超えた場合でも速度制限を行わない場合は、その超過分の利用に係る追加料金は生じないこと。
2. 月内のデータ通信量が20GBを超過した場合に、本市からの申し出に基づき、別途本市が費用を支払うことにより、データ容量の追加が可能なこと。なお、受託者の都合により20GBを超えた場合でも無制限に速度制限を行わない場合は、この限りではない。
3. データ通信については、インターネット回線の提供開始日以降（令和７年１月１日～）に可能とするものとし、それ以前の期間に係るデータ通信を制限すること。

なお、受託者の都合により制限を行わない場合は、その期間分のデータ通信に係る料金は生じないこと。

1. 受託者が提供する回線について、24時間365日体制で監視、障害受付、障害復旧作業を行うこととし、障害発生時には速やかに復旧作業を行い、正常な状態に修復すること。なお、障害発生時及び障害復旧時は、本市が指定する連絡先（電話または電子メールによる連絡を想定）に対して、速やかに通知を行うこと。
2. 本市が重大な障害と判断した事象については、原因、再発防止策等を報告すること。
3. 回線及び各種サービスのメンテンナンス等の受託者の都合により、受託者が提供する回線のサービスに影響等が発生する場合は、緊急時を除き、本市に対して事前　に通知を行った上で作業を行うこと。
4. 受託者が提供する回線毎のデータ通信状況（日次データ・月次データ）について、インターネットアクセス等により担当課が確認可能なこと。なお、インターネットアクセス等による確認ができない場合、前月分のデータ通信状況（日次データ・月次データ）を毎月担当課に提出することをもって代替とすることを可能とする。

８　提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 提出時期 | 提出方法 |
| 業務着手届業務責任者指定通知書情報資産取扱者指定通知書（従事者名簿） | 契約締結後、業務履行開始までに提出 | 別途指定 |
| SIMカードの納品が確認できる書類SIMカードに付した回線識別番号一覧 | ４(1)に示す納入期限 |
| 業務完了届通信回線の利用状況報告書（別紙１）（必要に応じて）データ通信状況報告書 | 毎月、前月分を提出※12月分は履行完了後、速やかに提出 |

※　上表に記す書類の他、本市が必要であると判断するものについては、協議の上、都度提出すること。

９　契約金額の支払いについて

1. 初期登録料等の回線の利用開始前に必要な費用については、受託者によるSIMカードの納入確認をもって履行が完了したものとし、これを支払うものとする。
2. 受託者は、各回線の前月分の回線利用状況（７(3)のとおり）を別紙１「通信回線の利用状況報告書」にて集計の上、担当課に通知すること。担当課は本通知に基づき、利用状況毎の回線数に対し、入札時に委託者から示された料金体系内訳書に定められた利用状態毎の単価を乗じた金額を支払うものとする。
　なお、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料等のデータ通信を行う際に必要な一切の費用を単価料金に含めることとし、別途費用は支払わないものとする。
3. 月途中で回線の利用状態（７(3)のとおり）に変更が生じた回線については、その契約単価の全部（または一部）を日割で支払うことを可能とする。日割の計算方法については、契約締結前に委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。

10　その他留意事項

1. SIMカードの納入にあたっては、担当課と事前に打ち合わせを行うこと。
2. インターネット回線提供期間内でのデータ通信に必要な一切の費用について、本契約に含めること。
3. 提供する各回線の利用状況（想定）について、表１「利用状態毎の回線数（想定）」のとおりとするが、実際の利用状況を正確に予測することが困難であるため、数量等は参考値であり、本業務の利用回線数を保証するものではない。

表１　利用状態毎の回線数（想定）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象年月 | 利用開始前・利用休止（5MB未満） | 利用中（5MB以上） | 合計 |
| 令和７年１月 | 390 | 10 | 400 |
| 令和７年２月 | 322  | 78 | 400 |
| 令和７年３月 | 244  | 156 | 400 |
| 令和７年４月 | 244  | 156 | 400 |
| 令和７年５月 | 226  | 174  | 400 |
| 令和７年６月 | 207  | 193  | 400 |
| 令和７年７月 | 188  | 212  | 400 |
| 令和７年８月 | 169  | 231  | 400 |
| 令和７年９月 | 150  | 250  | 400 |
| 令和７年10月 | 131  | 269  | 400 |
| 令和７年11月 | 112  | 288  | 400 |
| 令和７年12月 | 94  | 306  | 400 |
| 計 | 2477 | 2323 | 4800 |

1. 本業務の遂行にあたり、業務履行期間中または業務履行期間終了後において、受託者は担当課以外の本市職員を含む何人に対しても、業務上知り得た一切を漏らさないこと。また、本市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用したりせず、業務終了後速やかに返却すること。
2. 受託者によるインターネット回線提供後、本市が所有するルーターが正常に一体として最良の状態で機能しないことが判明した場合は、受託者が原因究明に協力することとし、本市からの問合せに対しては、電話または電子メールにて速やかに回答すること。
3. 本仕様書に定めのない事項については、都度担当課と協議の上、対応すること。また、本業務の実施にあたり疑義が生じた場合についても、担当課と協議の上、対応すること。
4. 受託者の社名及び担当者等が変更になった場合、遅滞無く担当課に連絡すること。

11　担当課

札幌市デジタル戦略推進局情報システム部システム調整課

・所在：札幌市白石区菊水１条３丁目１－５　菊水分庁舎

　　・電話：011-826-6479　　担当：高村